各 位

県立村上中等教育学校長 吉井 裕也

「第2回いじめ対策総点検」について(報告)

令和元年12月17日 (火)、新潟県教育委員会より生徒指導課指導主事、義務教育課指導主事が来校し、「第2回いじめ対策総点検」が実施されました。学校からは、校長、教頭2名、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、学年主任6名、PTA副会長1名が参加しました。主な指導事項及びグループワークの内容は、下記のとおりです。

今回の点検を踏まえ、今後もいじめに係る組織的対応を強化していく所存ですので、一層のご 理解・ご協力をお願い申し上げます。

記

1 指導事項

- (1) いじめの定義の周知徹底について
 - ・第2回「いじめに関する自己点検」の結果、法令に示されたいじめの定義を正しく理解している教職員は68.7%であり、前回調査より17.2ポイント上昇したものの、100%には届いていない。「いじめ防止対策推進法」の条文について、校内研修等をとおして周知してほしい。
- (2) 保護者との連携の強化について
 - ・いじめ認知時の家庭連絡は、被害生徒の家庭とともに、加害生徒の家庭にも、必ず同時に 行うこと。
 - ・「いじめ防止対策推進法」の9条には、保護者の責任が明記されている。学校は、情報を 速やかに家庭に提供して、保護者にも対応について考えてもらう必要がある。
 - ・「『いじめ』に遭ってわが子が休み始めた」と、保護者から訴えがあったとき、被害生徒を 別室登校させるのではなく、加害生徒を別室に移す。これは、法令に則った対応である。
- (3) 生徒の主体的取組について
 - ・生徒による「いじめ防止宣言」を実施している学校もあるが、宣言後の「振り返り」が重要。各行事の際などに、宣言に盛り込まれた対応をクラス全員が実践しているかどうか確認する。そのためにも、宣言は明文化して生徒全員に所持させること。

2 グループワーク

SNSへの書き込み事例を基に、学校が取るべき対応について検討しました。各グループで検討された内容が的確であったことについて、指導主事から評価していただきました。